

～ご協力いただいた飲食店を支援します～

## 大和高田市時短協力支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により近隣府県の緊急事態宣言が発出されたため、奈良県は緊急対処措置を発表しました。それを受けて大和高田市では、5月2日～5月11日の期間、市内飲食店またはカラオケ店の皆様には午後8時までの営業時間短縮の協力をお願いしております。ご協力いただいた事業者の皆様には、「大和高田市独自の時短協力支援金」を支給します。皆様のご協力をお願いします。

### 1 対象者（①～④全てに該当する事業者）

- ① 食品衛生法に基づく営業許可を受け、通常、午後8時を越えて夜間時間帯に飲食店又はカラオケ店を大和高田市内において営業している店舗。
- ② 主たる事業が飲食店又はカラオケ店。  
（テイクアウト店、コンビニのイートイン等は対象外。）
- ③ 令和3年5月2日～11日の期間中、営業時間を午後8時までに短縮する飲食店又はカラオケ店。
- ④ 業種別「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」を十分に理解し、感染拡大防止対策に取り組んでおり、今後も継続して感染拡大防止策に取り組みながら営業する意思がある場合。  
（本市発行の「感染予防対策応援ステッカー」の取得を要件とする）（同時申請可）

▼感染予防対策応援ステッカー



▼「感染予防対策応援ステッカー」  
申請案内ページのQRコード



## 2 給付金額

要件を満たした大和高田市内で営業している店舗1店舗につき、協力期間中の1日当たり奈良県上乗せ支援額と合わせた以下の金額を支給します。

令和元年売上	日額
3,000万円までの飲食店	20,000円
3,000万円以上～1億円までの飲食店	40,000円
1億円を超える飲食店	60,000円

## 3 申請受付期間

〔受付開始〕令和3年5月12日（水）

〔受付締切〕令和3年6月11日（金）※当日消印有効

## 4 申請方法

郵送にて申請。

必要書類など、詳細は後日ホームページにて掲載。

**※支援金の申請については、店舗が該当期間中、営業時間を短縮したことが分かる資料（写真等）が必要となりますので、ご準備のうえ時短にご対応いただきますようお願い致します。**

（例）店舗名、屋号、営業時間短縮の期間、営業時間の変更が記載されている告知チラシやホームページ、店頭に掲示している写真等

**重要：営業時間を短縮する店舗の名称や、状況（営業時間短縮の期間、営業時間の変更）がわかるように工夫してください。**

## 5 申請手順

- ① 午後8時までに閉店し、時短営業に協力する。
- ② **店舗が該当期間中、営業時間を短縮していたことがわかる資料を必ず残しておいてください。**

（例）店舗名、屋号、営業時間短縮の期間、営業時間の変更が記載されている告知チラシやホームページ、店頭に掲示している写真等

**重要：営業時間を短縮する店舗の名称や、状況（営業時間短縮の期間、営業時間の変更）がわかるように工夫してください。**

- ③ 5月12日（水）～6月11日（金）の間に申請書類を提出してください。
- ④ 申請内容を審査した後、協力支援金を支給します。

※申請から支援金の支給まで、お時間をいただく可能性があります。

**※支援金給付後、申請内容に虚偽があると判明した場合、支援金を返還していただくとともに、各報道機関へ情報提供を行います。**

お問い合わせ先：商工振興課 商工振興係

大和高田市大字大中 100 番地 1（7月11日まで）

大和高田市大字大中 98 番地 4（7月12日以降）

TEL：0745-22-1101（代表） FAX：0745-52-2801